

食品適正表示推進者講習会

※会場での集合形式ではありません。

【食品適正表示推進者って？】

本県では、食品表示の更なる適正化に向けて、消費者への正確な情報提供等を推進する食品適正表示推進者の設置を図っています。

食品適正表示推進者は、各事業所で次の業務を担います。

- ・関係法令に基づく適正な食品表示を行うこと。
- ・役員、従業員に対して、食品表示に関する啓発を行うこと。
- ・消費者に対し、食品の表示に関する正確な情報提供を行うこと。
- ・食品衛生責任者が設置されている場合は、その者と連携した食品表示に関しての取組を行うこと。

1 対象者

熊本県内の食品関連事業所の経営者、役員又は従業員

2 実施方法

県ホームページに掲載された講習資料で学習いただいた上で、同ページ内のアンケートを、以下の掲載期間中に、いずれかの方法でご提出ください。

- (1) 掲載期間：令和8年8月1日（土）～10月31日（土）
令和8年12月1日（火）～令和9年2月28日（日）

- (2) 掲載場所：県ホームページ で検索

(3) 提出方法

OFAX、電子メール、郵送

FAX：096-382-7403 メール：anzensuishin@pref.kumamoto.lg.jp

郵送：〒862-8570 ぐらしの安全推進課 食の安全・食品表示対策班

(↑この郵便番号を記載すると、宛先住所の記載は不要です。)

○Web申請（ロゴフォーム）必要事項を入力してください。

<https://logoform.jp/form/x4b6/908186>

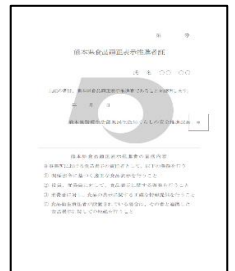


3 講習の内容（基礎的な内容です。）

食品表示法、景品表示法、健康増進法、
米トレーサビリティ法等



(アンケート)



(推進者証イメージ)

4 その他

- (1) 講習を受講し、アンケートのご提出をいただいた方には、熊本県食品適正表示推進者設置店証と熊本県食品適正表示推進者証を交付します。

- (2) インターネットの閲覧ができない方には、資料をお送りしますので、下記のお問合せ先までご連絡ください。



5 受講者の声

- ・生鮮食品と加工食品の違いや名称、原産地表示などを学ぶことができた。
- ・アレルギーの表示例やコンタミネーションについて、詳しく知ることができた。

お問合せ先

熊本県ぐらしの安全推進課 長島

電話：096-333-2290